

奈良市公報

第61号

令和3年12月1日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

告示

月	日	番号	件名	主管
11	1	592	奈良市営住宅等空家入居者の募集	住宅課
11	1	593	予防接種の実施の一部改正	健康増進課
11	1	594	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定	介護福祉課
11	1	595	介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定	介護福祉課
11	2	596	放置自転車等の保管	環境政策課
11	4	597	農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更	農政課
11	5	598	放置自転車等の処分	環境政策課
11	5	599	放置自転車等の保管	環境政策課
11	5	600	介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定	介護福祉課
11	5	601	奈良市公報号外第25号に掲載	保育所・幼稚園課
11	8	602	放置自転車等の保管	環境政策課
11	8	603	奈良市公報号外第25号に掲載	子ども育成課
11	8	604	高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の処分等の措置	廃棄物対策課
11	9	605	住居番号の設定	市民課
11	9	606	住居番号の変更	市民課
11	9	607	地縁による団体の認可	地域づくり推進課
11	10	608	道路の位置指定	建築指導課
11	10	609	生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	保護課
11	10	610	生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	保護課
11	10	611	生活保護法の規定による施術者の指定	保護課
11	10	612	生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出	保護課
11	10	613	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護課
11	11	614	放置自転車等の保管	環境政策課
11	11	615	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定	障がい福祉課
11	11	616	児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者の指定	障がい福祉課

11	11	617	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定(更新)	障がい福祉課
11	11	618	障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者の指定(更新)	障がい福祉課
11	11	619	児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業者の指定(更新)	障がい福祉課
11	11	620	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止	障がい福祉課
11	11	621	障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者の廃止	障がい福祉課
11	11	622	児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業者の廃止	障がい福祉課
11	12	623	令和3年度奈良市一般会計補正予算の要領	財政課
11	15	624	放置自転車等の保管	環境政策課
11	15	625	奈良市公報号外第25号に掲載	保育所・幼稚園課
公 営 企 業				
月	日	番号	件名	主管
11	1	49	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	下水道事業課
11	9	50	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課
11	9	51	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の廃止	共同事務推進課
教 育 委 員 会				
月	日	番号	件名	主管
11	11	21	定例教育委員会の開催	教育政策課
農 業 委 員 会				
月	日	番号	件名	
11	5	11	農業委員会総会の招集	

告

示

奈良市告示第592号

奈良市営住宅等空家入居者を次のとおり募集する。

令和3年11月1日

奈良市長 仲川 元庸

1 募集戸数

別紙のとおり

2 申込手続

(1) 入居申込書配布期間及び配布場所

令和3年11月1日(月)～令和3年11月15日(月)の間、住宅課・各出張所・行政センター・市民サービスセンターで配布

(2) 入居申込受付期間

令和3年11月1日(月)～令和3年11月15日(月)

(3) 申込方法

ア 入居申込書に必要事項を記入し、郵送(必着)又は住宅課窓口へ持参する。

イ 申込みは1世帯1通に限る。2通以上の申込みや、重複した申込みは無効となる。

(4) 申込資格

ア 市営住宅 一般向 (ア)から(オ)までの全ての条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、募集の翌月から3か月以内に婚姻する予定の者又は配偶者に準ずる者として市長が認める者を含む。)があること。単身者の申込みは、次のaからjまでのいずれかに該当する者に限り可能であるが、住宅に限られる。(常時介護を必要とする者のうち居宅においてこれを受けることができない者は単身での申込みはできない。)

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、今回入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

a 60歳以上の者

b 身体障がいのある者(障がいの程度が、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで)

c 精神障がいのある者(障がいの程度が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級まで)

d 知的障がいのある者(障がいの程度がcに相当)

e 戦傷病者で、その障がいの程度が、恩給法(大正12年法律第48号)に規定する特別項症から第6項症まで又は第1款症の者

f 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている者

g 生活保護を受けている者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援を受けている者

h 海外からの引揚者で引き揚げた日から5年を経過していない者

i ハンセン病療養所入所者等

j 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)の規定による一時保護若しくは保護が終了した日から起算して5年を経過していない者又は裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者

(イ) 奈良市営住宅条例(昭和61年奈良市条例第14号)に定められた収入基準(基準月収額)以下であること。

(ウ) 奈良市内に住所又は勤務場所を有する者で、かつ、住宅に困窮していること。

(エ) 奈良市内の市営住宅等に以前入居又は同居していた方は、家賃等の滞納及び家賃相当損害金等が未納でないこと、また、不正の行為による入居等、公営住宅法や奈良市営住宅条例等に違反したことがないこと。

(オ) 現在、市営住宅等に入居又は同居していないこと。ただし、家賃等の滞納がなく、同居している方が婚姻のため、新たに市営住宅等に入居を希望する場合は除く。(住宅課に届出なく市営住宅等に居住している場

合は、上記(エ)の不正の行為に該当する。))

イ 市営住宅 子育て世帯向 (ア)・(イ)の条件に該当する者が申込みことができる。

(ア) 現に同居し又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者があること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、今回入居しようとする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) ア(イ)から(ホ)の条件

ウ 市営住宅 多子世帯向 (ア)・(イ)の条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 18歳未満の児童が3人以上いる世帯に属する者であること。

なお、家族を不自然に分割しての申込みや、今回入居しようとする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) ア(イ)から(ホ)の条件

エ 市営住宅 母子・父子世帯向 (ア)・(イ)の条件に該当する者が申し込むことができます。

(ア) 配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、募集の翌月から3か月以内に婚姻する予定の者又は配偶者に準ずる者として市長が認める者を含む。)のない者であること。また、現に同居し、又は同居しようとする者(子に限る。)があり、かつ、そのいずれかが20歳未満であること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、今回入居の申込みする方以外の人に扶養されている方が同居する申込みはできません。

(イ) ア(イ)から(ホ)の条件

3 公開抽選と入居決定

(1) 抽選は公開で、別紙の日程で行う。

(2) 入居申込書の受付番号をもって抽選番号とする。

(3) 抽選により入居予定者及び補欠入居予定者を選考する。

ア 補欠入居予定者は、その回の募集についてのみ有効とする。

イ 落選した者への通知は行わない。

(4) 入居予定者に選考された者の提出書類

ア 住民票(市町村発行。提出日の3か月以内に発行されたもの。)

家族全員、続柄記載のもの。現在、別の場所に居住している親族(婚姻予定者を含む。)が同居する場合は、双方の住民票が必要である。

※ ただし、現在奈良市内に居住している者については住民票の提出は不要。

イ 所得に関する証明書(提出日の3か月以内に発行されたもの。)

入居予定者及び同居予定者全員分の所得に関する証明書が必要である。

(ア) 生活保護受給者以外の者

a 市県民税課税(又は非課税)証明書(所得額、扶養人数、控除額記載)(全員)

入居予定者及び同居予定者全員分の最新年度の市県民税課税(又は非課税)証明書(市区町村発行)が必要である。

※ ただし、基準日(令和3年1月1日)時点において奈良市内に住民票登録していた者の提出は不要。

基準日時点で奈良市に転入していない者は、転入前又は現住民登録をしている市区町村で発行される最新年度の市県民税課税(又は非課税)証明書が必要である。

b 雇用契約書及び給与明細の写し(最近就職又は転職した者のみ)

最近就職した者については上記aのほか、雇用契約書及び給与明細の写しの提出が必要である。

c 退職証明書(勤務先発行)又は離職票(最近退職又は転職した者のみ)

令和2年1月1日以降に退職した者については上記a、転職した者については上記a及びbのほか、退職証明書又は離職票が必要である。

d 収支明細書(最近事業を始めた者)

最近事業を始めた者については上記aのほか、収支明細書の提出が必要である。

(イ) 生活保護受給者

生活保護受給証明書(市町村発行)

ウ 個人番号提供書(該当者のみ)

入居予定者又は同居予定者が奈良市外に居住しており、奈良市において住民情報及び所得の状況を調査することに同意する場合、個人番号提供書が必要である。

エ 賃貸借契約書の写し

現在居住している住宅の家賃額と契約者名がわかる書類が必要である。現在、入居予定者及び同居予定者以外の親族等が所有する住宅に居住している場合は、所有者が入居予定者及び同居予定者以外の親族等であること及び家屋の所在地番（現住宅と一致すること）が分かる書類が必要である。

オ 現住所付近の略図及び現住居の間取り図

現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、双方の略図及び間取り図が必要である。

カ 戸籍謄本（該当者のみ。提出日の3か月以内に発行されたもの。）

配偶者等がないことを確認するために必要である。入居予定者と別の世帯で住民票を届出している場合は、親族関係を確認するために必要である。（住民票上同一世帯の場合を除く。）

キ 同居承諾書（該当者のみ）

現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、同居承諾書が必要である。（様式は問わないが、双方の自ら署名が必要である。）

ク 各種控除に関する証明書（該当者のみ）

入居予定者又は同居予定者に特別控除対象者がいる場合、特別控除対象者であることを証明する書類が必要である。

※ 障害者が単身で入居する場合は、社会福祉事務所の発行する単身で日常生活ができる旨の証明が必要な場合がある。

ケ 婚姻予約証明書（該当者のみ）

婚姻予定者（募集月の翌月から3か月以内に結婚する者）は婚姻予約証明書に必要事項を記入し、自ら署名の上、提出する。

コ パートナiership宣誓書受領証等（該当者のみ。）

奈良市パートナiership宣誓制度に登録している者は、パートナiership宣誓書受領証又はパートナiership宣誓書受領証カードを提示し、パートナiership宣誓登録簿の状況照会に関する同意書に必要事項を記入し、自ら署名の上、提出する。

サ 在職証明書（該当者のみ。提出日の約2週間以内に発行されたもの。）

入居予定者が奈良市以外に居住している場合は、奈良市に勤務場所（常勤）があることを確認するため必要である。

シ その他の書類

必要に応じ、上記以外の書類等を求めることがある。

(5) 入居資格審査

ア 入居予定者が提出した書類により、入居資格審査を行う。なお、この審査により入居資格がないことが判明した場合は、失格になり、補欠番号順に補欠入居予定者から入居予定者を選考する。

イ 入居資格審査に係る書類が期間内に提出されない場合、申込みを無効とする。

(6) 入居決定

ア 入居予定者について実態調査を行った上、入居者を決定する。なお、実態調査の結果と入居申込書及び提出書類の内容が事実と相違していた場合は失格とする。

イ 入居者は、指定入居日までに住宅敷金（本来家賃の3か月分）、駐車場敷金（駐車場使用料の3か月分。駐車場使用申込者のみ。）、入居月の家賃及び共益費（該当する住宅のみ。）並びに駐車場使用料（駐車場使用申込者のみ。）を納付する。

ウ 入居者は、入居者及び連帯保証人の実印を押印した請書等を提出する。提出がない場合は、入居を延期し、又は入居決定を取り消す場合がある。

4 その他

(1) 入居申込書及び提出書類は返却しない。

(2) 集合住宅については、家賃とは別に月々共益費等の負担が必要である。

別紙省略

(令和3年11月1日揭示済)

(令和3年11月1日揭示済)

奈良市告示第595号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により公示する。

令和3年11月1日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和3年11月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2990100709	地域密着型通所介護	合同会社悠の樹	奈良県奈良市大安寺六丁目11番3号	ディサービスフォルテ	奈良県奈良市法蓮町528-1

(令和3年11月1日揭示済)

奈良市告示第596号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和3年11月2日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和3年11月2日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、近鉄奈良駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

(令和3年11月2日揭示済)

奈良市告示第597号

農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第4項に基づき公告し、その案を次のとおり縦覧に供します。

当該農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の案について意見がある農業者等は、令和3年11月15日まで市に意見を申し出ることができます。

令和3年11月4日

奈良市長 仲川元庸

- 1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の案の縦覧期間
令和3年11月4日から令和3年11月15日まで
- 2 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の案の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市観光経済部農政課内

(令和3年11月4日揭示済)

奈良市告示第598号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(昭和59年奈良市規則第35号)第5条の規定により告示する。

令和3年11月5日

奈良市長 仲川元庸

- 1 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)
- 3 処分年月日
令和3年11月5日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日
令和3年4月6日、同月9日、同月12日、同月15日、同月20日、同月23日及び同月30日

(令和3年11月5日揭示済)

奈良市告示第599号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和3年11月5日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
令和3年11月5日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺、近鉄高の原駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。
 - ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
 - イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111 (代表)

(令和3年11月5日揭示済)

奈良市告示第600号

介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により公示する。

令和3年11月5日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和3年11月8日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2990400125	地域密着型通所介護	有限会社オオニシ	奈良県天理市布留町103番地1	リハプライド天理	奈良県天理市丹波市町295番地

(令和3年11月5日揭示済)

奈良市告示第602号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和3年11月8日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和3年11月8日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111 (代表)

(令和3年11月8日揭示済)

奈良市告示第604号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号。以下「法」という。)第10条第1項又は第3項の規定により高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分等措置を講ずべき保管事業者を確認することができないので、法第13条第1項後段の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年11月8日

奈良市長 仲川元庸

1 講ずべき措置の内容

奈良県奈良市法用町148番地において残置された次の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者は、当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託すること。

高濃度ポリ塩化ビフェニルの種類	高濃度ポリ塩化ビフェニルの形式等					
	定格容量	製造者	型式	製造年	台数	総重量
高圧コンデンサ	20KVA	(株)東芝	SRTR-A6FR	1972年	1台	22kg

2 措置の期限

令和3年12月7日

3 市長による措置

保管事業者が1の措置を2の期限までに講じないときは、市長が当該措置を講じ、保管事業者から当該措置に要した費用を徴収する。

4 問い合わせ先

奈良市廃棄物対策課
電話 0742-71-2226

(令和3年11月8日揭示済)

奈良市告示第605号

奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第3条の規定により、次のとおり、住居番号を設定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年11月9日

奈良市長 仲川元庸

住居番号をつけた建造物の表示		
疋田町二丁目6番10-1号	六条緑町一丁目3番14号	あやめ池南四丁目7番17-1号
帝塚山一丁目17番19号	学園南二丁目7番23号	西登美ヶ丘一丁目20番11号
大安寺七丁目28番17号	学園朝日町19番7号	六条西二丁目14番17号
登美ヶ丘五丁目9番9号	松陽台二丁目15番2号	学園朝日町4番4号
南登美ヶ丘3番3-室番号	あやめ池南四丁目6番29号	富雄元町四丁目16番7号
西大寺赤田町一丁目2番36-7-室番号	大安寺二丁目11番16-3号	六条西一丁目12番2-室番号
六条二丁目10番9号	大安寺二丁目11番9-1号	菅野台5番5号
秋篠三和町二丁目7番1号	四条大路三丁目3番13-3号	
登美ヶ丘五丁目16番1号	宝来三丁目13番33号	
登美ヶ丘五丁目16番2号	西登美ヶ丘五丁目4番19号	
藤ノ木台三丁目10番26号	百楽園二丁目7番13-1号	
宝来四丁目29番8号	百楽園四丁目10番1号	
西登美ヶ丘一丁目1番11号	帝塚山五丁目5番5号	
富雄川西一丁目31番7号	芝辻町一丁目4番36-1号	
六条西三丁目23番31号	大安寺七丁目28番18号	
疋田町二丁目6番11-1号	富雄泉ヶ丘26番13号	
平松一丁目10番15号	尼辻中町1番21号	
大安寺二丁目11番15-1号	恋の窪一丁目6番12号	
三条桜町1番24号	三松三丁目14番19号	

(令和3年11月9日揭示済)

奈良市告示第606号

奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第3条第3項の規定により、次のとおり住居番号を

変更したので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年11月9日

奈良市長 仲川元庸

1 変更する住居番号

住居番号を変更した建造物の表示	
変更前	学園北二丁目6番21号
変更後	学園北二丁目6番21-1号

(令和3年11月9日掲示済)

奈良市告示第607号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和3年11月9日

奈良市長 仲川元庸

1 名称

高天市東町自治会

2 規約に定める目的

本会は会員相互の親睦、福祉の増進、文化の向上に努め隣保の共存共栄を図り併せて安寧秩序を守ることを目的とし、目的を達成する為次の事業を行う。

- 一、町内の安全警備に必要な事業施設。
- 二、会員の慰安、親睦と厚生に寄与する行事。
- 三、会員及びその家族の幸福と繁栄に資するための、あらゆる健康にして文化的な行事活動の推進。
- 四、会員の慶弔行礼並びに慰問。
- 五、その他目的達成に必要なと認められる事業。

3 区域

本会の区域は、高天市町1番地の1から28番地の2と49番地から65番地の2までの区域とする。

4 事務所

主たる事務所を、奈良市高天市町22番地の2に置く。

5 代表者の氏名及び住所

会長 塚本 進也

奈良市高天市町22番地の2

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

いずれもなし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

(1) 本会は地方自治法第260条の20第2号から第5号の規定により解散する。

(2) 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の2分の1以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

令和3年11月9日

(令和3年11月9日掲示済)

奈良市告示第608号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

令和3年11月10日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	大阪市北区大淀中一丁目1番30号
申請者氏名	積水ハウス不動産関西 株式会社 代表取締役 北田 康

道路の位置	奈良市秋篠早月町239番14及び240番2の各一部
道路の幅員	最大6.20m 最小6.00m
道路の延長	20.86m
指定年月日	令和3年11月10日
指定番号	第R0212号

(令和3年11月10日掲示済)

奈良市告示第609号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和3年11月10日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
一般社団法人福祉美容協会 ポレ・ポレ訪問介護センター	奈良県奈良市西木辻町134番地の4	居宅 訪問介護	令和3年10月1日
一般社団法人福祉美容協会 ポレ・ポレ	奈良県奈良市西木辻町134番地の4		
ケアセンターほっこり	奈良県奈良市朱雀三丁目4-12 山善朱雀マンション10-A	居宅 訪問介護 訪問型サービス(独自)	令和3年10月1日
株式会社コミュニティパートナー	奈良県奈良市朱雀三丁目4-12 山善朱雀マンション10-A		
H&C	奈良県奈良市登美ヶ丘五丁目2-7 2F	居宅 福祉用具貸与	令和3年10月1日
合同会社ハート&クローバー	奈良県奈良市宝来三丁目1番10号		
あおぞらケアサポート	奈良県奈良市法蓮町986-38 シティパレス21 新大宮P-IV 202号室	居宅介護支援事業 (介護計画作成)	令和3年10月1日
合同会社Aki・Rin	京都府木津川市加茂町里南古田69番地		
リハビリデイサービス彦庵	奈良県奈良市学園南三丁目4-21	地域密着型通所介護 通所型サービス(独自)	令和3年10月1日
株式会社彦庵	奈良県奈良市学園南三丁目4-21		

(令和3年11月10日掲示済)

奈良市告示第610号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和3年11月10日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
訪問介護ステーション ひなたぼっこ	奈良県奈良市東九条町721番地の19	居宅 訪問介護	令和3年11月1日
合同会社青空	奈良県奈良市東九条町249番地の3		
訪問看護ステーション穏笑	奈良県奈良市押熊町395番1 梅守マンション203号	居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護	令和3年11月1日

株式会社カームネススマイル	奈良県奈良市押熊町 395 番 1		
デイサービス・幸の鳥	奈良県奈良市東九条町 641 番地	居宅 通所介護 通所型サービス (独自)	令和3年 11月1日
特定非営利活動法人アメニティー・ライフサポート・アシスト	奈良県奈良市西木辻町 91-4		
デイサービス フォルテ	奈良県奈良市法蓮町 528-1	地域密着型通所介護	令和3年 11月1日
合同会社悠の樹	奈良県奈良市大安寺六丁目 11 番 3 号		

(令和3年11月10日揭示済)

奈良市告示第 611 号

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 55 条第 1 項の規定により、施術者の指定をしたので、同法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和3年11月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
松下 政和		柔道整復	令和3年 10月27日
北神殿整骨院	奈良県奈良市神殿町 162-18 インナミ マンション 102		

(令和3年11月10日揭示済)

奈良市告示第 612 号

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 55 条第 2 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 3 の規定により次のとおり告示する。

令和3年11月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
湯地 大樹		柔道整復	令和3年 10月20日
やすらぎの整骨院	奈良県奈良市小川町 1 番地		

(令和3年11月10日揭示済)

奈良市告示第 613 号

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 49 条の規定により医療機関を指定したので、同法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和3年11月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
ゆずりは薬局 西奈良中央病院前	奈良県奈良市鶴舞東町 1 番 36 号チャームスイート奈良学園 前 1 階	令和3年 11月1日

(令和3年11月10日揭示済)

奈良市告示第 614 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例 (昭和 59 年奈良市条例第 23 号) 第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和3年11月11日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 - 2 移動年月日
令和3年11月11日
 - 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）
 - 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
 - 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
 - 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
 - 8 連絡先
奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）
- (令和3年11月11日掲示済)

奈良市告示第615号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条第1号に基づき告示する。

令和3年11月11日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定年月日 令和3年11月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910103494	株式会社 まんなり 水耕栽培	518-0031	三重県伊賀市長 田2063-1	まんなり富 雄店	631-0065	奈良市鳥見町一 丁目2-16 小森ビル101号	就労継続 支援B型	令和9年 10月31日
2910103502	株式会社 SmileLabo	631-0801	奈良県奈良市左 京三丁目13番地 の7	就労継続支 援B型事業 所につこり	631-0006	奈良市西登美 ヶ丘二丁目11 番15号	就労継続 支援B型	令和9年 10月31日
2910103510	合同会社 ふくまろ	630-8441	奈良県奈良市神 殿町578番地の8	ふくまろ	630-8144	奈良市東九条 町574-12	生活介護 就労継続 支援B型	令和9年 10月31日

(令和3年11月11日掲示済)

奈良市告示第616号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定に基づき告示する。

令和3年11月11日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定年月日 令和3年11月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2950100269	一般社団法人ライブラリー	639-1123	奈良県大和郡山市筒井町175番地セジュール筒井205号室	ゆう	630-8044	奈良市六条西一丁目1番34号	児童発達支援放課後等デイサービス	令和9年10月31日
2950121091	一般社団法人大和伸進会	630-8115	奈良県奈良市大宮町一丁目1番32号奈良交通第3ビル2階	しおん保育所等訪問支援	630-8115	奈良県奈良市大宮町一丁目1番32号奈良交通第3ビル2階	保育所等訪問支援	令和9年10月31日

(令和3年11月11日掲示済)

奈良市告示第617号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定（更新）したので、同法第51条第1号に基づき告示する。

令和3年11月11日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定更新年月日 令和3年11月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910100300	有限会社オネステイ	630-8424	奈良県奈良市古市町74-37	訪問介護ステーションオネステイ	630-8325	奈良市西木辻町146-5ハートフル21102	行動援護	令和9年10月31日
2910101191	株式会社ハッピースマイル	630-8036	奈良県奈良市五条畑1-27-12-11	ハッピースマイル訪問介護センター	630-8036	奈良県奈良市五条畑1-27-12-11	居宅介護重度訪問介護	令和9年10月31日

(令和3年11月11日掲示済)

奈良市告示第618号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者を指定（更新）したので、同法第51条の30第2項第1号の規定に基づき告示する。

令和3年11月11日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定更新年月日 令和3年11月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2930100678	特定非営利活動法人ならサポートワークラボ	631-0803	奈良県奈良市山陵町110-7	わーく	631-0803	奈良市山陵町110-7	計画相談支援	令和9年10月31日

2930100686	株式会社ハッピースマイル	630-8036	奈良県奈良市五条畑1-27-12-11	株式会社ハッピースマイル	630-8036	奈良県奈良市五条畑1-27-12-11	計画相談支援	令和9年10月31日
------------	--------------	----------	---------------------	--------------	----------	---------------------	--------	------------

(令和3年11月11日揭示済)

奈良市告示第619号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者を指定(更新)したので、同法第24条の37第1項の規定に基づき告示する。

令和3年11月11日

奈良市長 仲川元庸

1 指定更新年月日 令和3年11月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2970101149	株式会社ハッピースマイル	630-8036	奈良県奈良市五条畑1-27-12-11	株式会社ハッピースマイル	630-8036	奈良県奈良市五条畑1-27-12-11	障害児相談支援	令和9年10月31日

(令和3年11月11日揭示済)

奈良市告示第620号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者より、同法第46条第2項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号に基づき告示する。

令和3年11月11日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和3年10月25日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2920100449	合同会社ディアフォレスト	630-8131	奈良県奈良市大森町289番地	グループホームしかのもりⅡ秋篠	631-0811	奈良市秋篠町821-1	共同生活援助

2 廃止年月日 令和3年10月30日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910103189	株式会社新高和	630-8238	奈良県奈良市高天市町49番地	多機能事業所リーフ	630-8115	奈良市大宮町一丁目4-10	生活介護 就労継続支援 B型

(令和3年11月11日揭示済)

奈良市告示第621号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者より、同法第51条の25第4項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第51条の30第2項第2号に基づき告示する。

令和3年11月11日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和3年10月15日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2930100744	株式会社 てるてる ぼうず	630- 8306	奈良県奈良市紀寺 町684番地メゾン 紀寺4号	てんきに なあれ。	630- 8306	奈良市紀寺町684番 地メゾン紀寺4号	計画相談 支援

(令和3年11月11日揭示済)

奈良市告示第622号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者より、同法第24条の32第2項の規定による廃止の届出があったので、同法第24条の37第2号の規定に基づき告示する。

令和3年11月11日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 廃止年月日 令和3年10月15日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2970101479	株式会社 てるてる ぼうず	630- 8306	奈良県奈良市紀寺 町684番地メゾン 紀寺4号	てんきに なあれ。	630- 8306	奈良市紀寺町684番 地メゾン紀寺4号	障害児相 談支援

(令和3年11月11日揭示済)

奈良市告示第623号

令和3年11月10日付けで専決処分した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表する。

令和3年11月12日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 令和3年度奈良市一般会計補正予算（第11号）

令和3年度奈良市一般会計
補正予算（第11号）

令和3年度奈良市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ576,082千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146,801,878千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		33,417,024 ^{千円}	576,082 ^{千円}	33,993,106 ^{千円}
	2. 国庫補助金	3,926,546	576,082	4,502,628
歳入合計		146,225,796	576,082	146,801,878

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 衛生費		14,423,309 ^{千円}	576,082 ^{千円}	14,999,391 ^{千円}
	1. 保健衛生費	6,360,363	576,082	6,936,445
歳出合計		146,225,796	576,082	146,801,878

(令和3年11月12日揭示済)

奈良市告示第624号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和3年11月15日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和3年11月15日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111(代表)

(令和3年11月15日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第49号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、令和3年11月1日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供する。

令和3年11月1日

奈良市公営企業管理者 池田 修

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和3年11月15日

下水を排除及び下水を処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
尼辻町~大安寺町	①	分流	大和郡山市額田部南町160 奈良県浄化センター
鹿野園町~横井町	②	分流	
東九条町682	③	分流	
東九条町815-1	④	分流	

西大寺北町四丁目 883-3	⑤	分流	
法蓮町 799-5 他	⑥	合流	

位置図省略

(令和3年11月1日揭示済)

奈良市企業局告示第50号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和3年11月9日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社 オースイ	代表取締役 福崎 久人	大阪府大阪市中央区内本町二丁目3番8号 ダイアパレスビル本町409	令和3年10月25日

(令和3年11月9日揭示済)

奈良市企業局告示第51号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和3年11月9日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	届 出 日
日本水理株式会社	代表取締役 小久 保 和則	大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目4番6号	令和3年11月2日

(令和3年11月9日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第21号

令和3年11月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和3年11月11日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

1 日 時

令和3年11月19日（金）

午前10時から

2 場 所

奈良市役所 中央棟地下1階 地下会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

(1) 令和3年度12月補正予算要求額について

(2) 令和3年度新型コロナウイルス感染症対応による奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要領の制定について

(3) 令和4年（令和3年度）奈良市成人式について

議事

議案第40号 口頭により開示請求をすることができる保有個人情報について

議案第41号 旧六郷小学校の土地、建物及び工作物の用途廃止について

議案第42号 奈良市立一条高等学校教員人事異動方針について

議案第43号 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部改正について

議案第44号 奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部改正について

議案第45号 奈良市立看護専門学校学則の一部改正について

議案第46号 奈良市立富雄北小学校区の学校選択制度について

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(令和3年11月11日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第11号

奈良市農業委員会令和3年11月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第3号）第2条第1項の規定により告示します。

令和3年11月5日

奈良市農業委員長 巽 一 孝

1 日時

令和3年11月12日（金） 午後1時30分

2 場所

奈良市法華寺町264番地1

企業局4階 大会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (3) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
- (4) 農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第29条第1号に該当する転用の届出について（10月専決処理分）
- (5) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について（10月専決処理分）
- (6) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
- (7) 知事許可について（10月許可分）

(令和3年11月5日揭示済)